

最高裁秘書第2906号

令和6年11月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和6年9月11日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

- 1 司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて（令和6年1月30日付の最高裁秘書課参事官の事務連絡）（決裁票付）を作成した際、最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長が委員として参加している、法務省の「民事判決情報データベース化検討会」（令和4年10月14日第1回会議が開催され、令和6年7月29日に報告書の取りまとめ（末尾26頁において「法人の名称や所在地については、事業の規模を問わず、一律に仮名処理を不要とすべきである。」と書いてあるもの）があった。）における検討内容をどのように考慮したかが分かる文書
- 2 司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて（令和6年1月30日付の最高裁秘書課参事官の事務連絡）（決裁票付）を作成する際、最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長がどのような意見を述べたかが分かる文書

（担当）秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）